

CASE

08

アルバイト先の男性から交際を迫られ 断ると電話や待ち伏せを されるようになった。 怖くて何もできない。

トラブルの事例

アルバイト先で知り合った男性に交際してほしいと告白されたのですが断り、アルバイトも辞めました。ところが、その後から携帯に電話が来るようになり、しつこく交際を迫られました。電話に出ないようになると、今度は駅や自宅の前で待ち伏せをされたり、休日には1日中外から部屋を見張っていました。最近は通学や外出に強いストレスを感じるようになり、やめるように言うことも怖くてできません。(女子学生3年)

解 決 策

2000年に施行された「ストーカー規制法」により、「つきまとい等」にあたる行為は处罚の対象になりました。この行為には8つの項目があり、待ち伏せ、見張り、度重なる電話などはすべて規制対象にあたります。この事例も完全に法律に抵触していますので、すぐに警察に申し出て警告してもらったところ、ストーカー行為はなくなりました。

警告に従わずに相手方がつきまとい等をした場合は、その行為をやめるよう公安委員会が禁止命令を行えます。禁止命令に違反してストーカー行為をすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。何らかの被害を受けている場合はすぐに警察に通報するか、学生相談室などを訪ねるよう指導してください。

POINT—●ここがポイント

ストーカー行為の被害にあっている場合、警告の申し出のほか被害者が相手を告訴して处罚を求めるることもできる。また警察では防犯ブザーの貸し出しなども行っているので、利用を促すとよい。当面は単独行動を控えさせ、一人暮らしの場合は家族に来てもらうなどの対策も大切である。